⑷　事実上の打合せ　当事者双方不出頭

なお、書面や証拠の提出方法は、従来と変わらない。

フェーズ1では、マイクロソフトの「Teams」というチャットアプリを用いることとなっている。同アプリはウェブ会議機能やファイルの共有機能もあることから、これらの機能を活用してフェーズ1でのウェブ会議等を運用することとなる。

5　IT化実現に当たっての問題点や検討課題

民事裁判のIT化に当たっては以下に挙げるような問題点や検討課題がある。

⑴　市民の裁判を受ける権利への配慮

ITが苦手な人や高齢者・障がい者が裁判を利用する妨げにならないような工夫や仕組みが必要である。

⑵　民事裁判の諸原則等の整合性の検討

裁判の公開、直接主義、弁論主義等の民事裁判の諸原則との整合性がとれるか（法改正の要否を検討）。

⑶　閲覧自由という現状の当否

何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法91条1項）を維持してよいか。アメリカのような制度の当否（ネット社会における複製の容易性や伝播可能性を考慮した見直しが必要か）。

⑷　情報セキュリティ対策

漏洩、なりすまし、改ざん等に対する対策が必要

⑸　誤送信のリスクや到達確認困難さへの対応

⑹　濫訴的な訴え増加の懸念

⑺　裁判所施設（特に支部や出張所）の統廃合のおそれ

⑻　IT化推進のための司法予算の確保、裁判所の人的・部的設備の充実が不可欠。

⑼　IT裁判対応支援を名目とした非弁行為のおそれへの対策

⑽　弁護士事務所の変革化への対応（ITの習熟、設備の導入）

6　弁護士として希望する民事訴訟のIT化について

個人的な希望としては、韓国のような民事裁判のIT化が望ましいと考えている。具体的には、Webブラウザを使用した裁判のポータルサイトの設置、電子裁判を利用するかどうかは任意選択可、主張書面・証拠は電子ファイルでアップロードする方法により提出、当事者及び代理人は24時間いつでも当該電子ファイルにアクセス化、電子裁判ウェブサイトにおけるe事件管理、Web会議を利用したe法廷などである。

講演

民事訴訟手続のIT化について

仙台高等裁判所長官　秋吉　淳一郎

1　IT化をめぐる議論の背景

平成10年に施行された現行民訴法の下での実務は、基本的には紙ベースであり、例えば、訴え提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならず、送達のために被告の数に応じた副本を添えるほか、民訴費用法の定めに従い手数料として収入印紙を訴状に貼付し、訴状の送達や期日の呼出に用いるための郵便切手を予納する必要がある。

一方で、現行民訴法は、ＯＡ機器の利用という面では、施行当時としては諸外国と比較しても先進的なもので、例えば、一定の場合にはファクシミリによる書面の提出や電話会議システム、テレビ会議システムの利用が認められている。また、電子情報処理組織による申立ての導入や札幌地裁におけるいわゆるＩＴ規則の実施なども行われたが、これらの利用は進まなかった。

その間に、情報通信技術が飛躍的に発展し、行政手続や民間におけるＩＴ化は飛躍的に進展した。また、諸外国においても、アメリカやドイツなどを中心に民事訴訟手続のＩＴ化は大きく推進し、日本の裁判所の手続はすっかり遅れた形となった。

2　ＩＴ化をめぐる最近の動き

このような状況の下、政府による閣議決定を受けて平成29年10月に内閣府に「裁判手続等のＩＴ化検討会」が設置され、平成30年3月に検討結果を取りまとめた（その後、公益社団法人商事法務研究会主催の「民事裁判手続等ＩＴ化研究会」が置かれ、法改正に向けた検討を進めている。）。

その「取りまとめ」は、まず、裁判手続の利用者から見て非常に強いニーズがあり、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かない「裁判手続等の全面ＩＴ化」を目指すべきとし、まずは民事裁判手続の基本かつ根幹である民事訴訟を念頭に置いた検討と制度設計を行うことが相当であるとする。その上で、具体的には、「３つのｅ」を、フェーズ１から３までの三段階に分けて実現することを提言している。

すなわち、①ｅ提出では、訴状や準備書面等の主張、書証等の証拠をオンライン提出に一本化し、手数料や送達方法も電子化する、②ｅ事件管理では、当事者本人や代理人が、随時かつ容易に、主張書面や書証等の電子情報にオンラインでアクセスできるようにするとともに、裁判期日をオンラインで調整し、特に、第１回口頭弁論期日の充実を図る、③ｅ法廷では、裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、手続全体を通じて、当事者の一方又は双方によるウェブ会議・テレビ会議の活用を大幅に拡大し、より効率的で充実した争点整理を実現したり、ウェブ会議等による人証調べの利用を必要な範囲で拡大することが望まれるとする。

また、実現可能なものから速やかに、段階的に導入していくとし、①現行法の下でも行えるフェーズ１では、紙媒体による訴訟記録を前提としつつ、現行法と抵触しない範囲でのウェブ会議・テレビ会議等の運用を進め、②法改正後のフェーズ２では、双方当事者の出頭を要しない期日等の新たな運用を制度的に位置付け、その運用を令和４年度頃から開始することを目指し、③法改正及びシステム等の整備が必要なフェーズ３では、オンラインでの申立て等の運用を、令和元年度中の法制審議会への諮問を視野に実現に向けたスケジュールを検討するとしている。

3　「取りまとめ」を受けた全国の地裁での動き

「取りまとめ」の公表を受け、全国の地裁では順次、検討チーム（ＰＴ）を設けるとともに、最高裁から必要な機材の配布を受け、模擬手続を実施するなどして、フェーズ１（付随的にフェーズ２、３）の検討を始めた。仙台高裁管内では、平成30年６月、仙台地裁本庁がＰＴを立ち上げて検討を開始し、仙台弁護士会の協力も得て模擬手続を複数回実施した。その後、南東北合同ＰＴ（福島地裁本庁、郡山支部、山形地裁本庁）、北東北合同ＰＴ（盛岡、秋田、青森の各地裁本庁）も立ち上がり、ＩＴ化の下での民事訴訟手続や書記官事務の在り方等の検討を行っている。

令和２年２月からは、知財高裁と仙台を含む高裁所在地の八つの地裁本庁で、現行法の下でも可能なフェーズ１のウェブ会議等を活用した争点整理の運用を開始する予定であり、５月頃から更に首都圏、近畿圏の５庁の地裁本庁で運用を開始し、以後、順次拡大して

いく予定である。具体的な運用の方法については現在検討中であるが、いずれにしても、事案に応じ、当事者の了解の下に、できる範囲で行うことになると思われる。

ＩＴ化を実現する上では、「取りまとめ」も指摘する、本人訴訟への適切なサポート体制や情報セキュリティ対策を含む、数多くの課題がある。裁判所としても、ＩＴ化という大きな変革を契機に、民事訴訟手続の改善，例えば争点整理手続の活性化の実現などが，当面の課題となろう。

学会記事

２０１９年11月９日、東北大学法学部において、本学会の２０１９年度大会が開催された。

プログラム

13：35　報告「政治思想史における立法者」　東北大学教授　鹿子生　浩輝　氏

14：40　講演「民事訴訟手続のＩＴ化について」　仙台高等裁判所長官　秋吉　淳一郎　氏

15：45　総会

16：00　報告「民事訴訟のＩＴ化に対する弁護士会の対応状況等」　弁護士　鈴木　覚　氏

18：00　懇親会

同日に開かれた総会においては、２０１８年度の決算報告が承認されたほか、堀内健志氏、松岡勝実氏の理事再任、小泉正樹氏、飯島淳子氏、鹿子生浩輝氏の理事の改選、鈴木法日児氏の監事再任、角山正氏の監事改選が承認された。

編集後記

本号には、２０１９年11月９日に開催されました東北法学会におけるご講演一本、ご報告二本の概要が収録されております。いずれも、多くの関心を集める理論的かつ実践的課題に迫るもので、出席者との間で活発な意見交換が行われました。今後とも、本会報を通じて東北地方の法曹実務家と研究者との交流を深めてまいりたく存じますので、会員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、２０１８年５月より２０１９年11月まで監事をお務めいただくなど、本学会の運営にご尽力くださいました、弁護士・荒中先生が、２０２０年４月より日本弁護士連合会・会長に就任なされました。心よりお祝い申し上げますとともに、引き続きまして本学会にお力添えくださいますよう、お願い申し上げます。

（樺島）